積算参考資料

工事名： 金磯排水機場水中ポンプ改修工事

積算基準	土木工事標準積算基準書（徳島県県土整備部　平成26年版）
工種区分	施設機械　下水道
適用単価	徳島東部１（平成２７年２月１日）
施工地域・工事場所	地方部（一般交通の影響を受けない）
一般管理費等率補正	補正を行わない

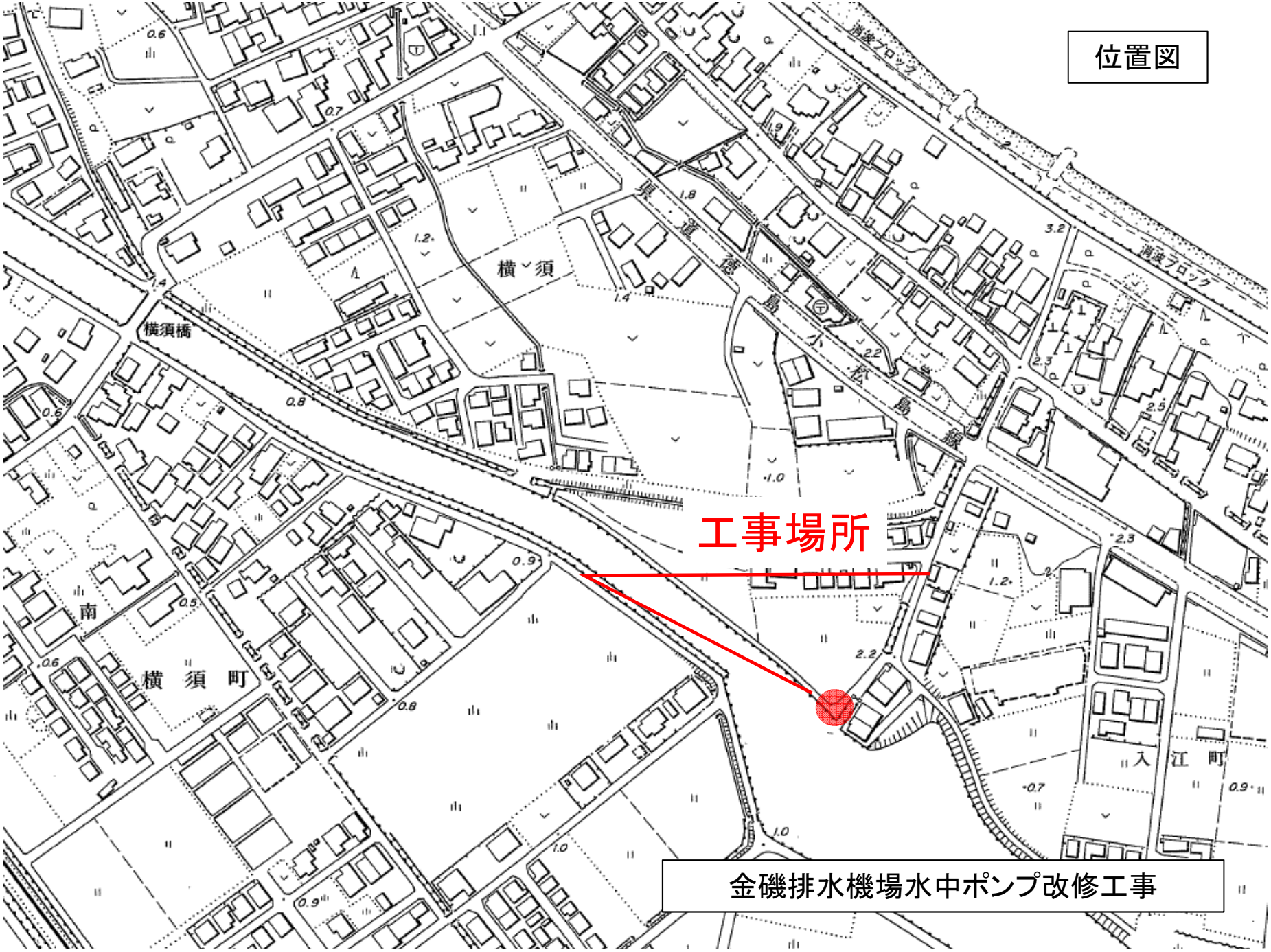
位置図
工事場所
横須
横須橋
南
横須町
入江町
金磯排水機場水中ポンプ改修工事

平成２６年度　公　共　事　業

工　事　設　計　書

小松島市

着　工 完　成　期　日	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	摘	単　独
工　事　番　号	第　　号		
幹　線　名 路　線　名　等		要	
施　工　位　置	小松島市金磯町5番87地先		工期　　日間
工　　事　　名	金磯排水機場水中ﾎﾟﾝﾌﾟ改修工事		
工　　事　　費	金　　円也		
工　事　概　要	水中ポンプ改修（φ600）　Ｎ＝１機		

金磯排水機場水中ﾎﾟﾝﾌﾟ改修工事

本　工　事　費　内　訳　書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
本工事費	1	式				
【機器費】	1	式				
水中ﾎﾟﾝﾌﾟ交換部品 φ600：SA600-P S/N 11712用	1	式			代 1- 1号	
工場製作労務費	1	式			代 1- 2号	
【据付工事】	1	式				
輸送費	1	式				
貨物自動車による運搬(1車1回)往復 2t車以下　片道運搬距離70km	1	台			単 1- 1号	
労務費	1	式				
一般労務費	1	式				
普通作業員 昼間単価		人				
機械設備据付労務費	1	式				
機械設備据付工 昼間単価		人				

小松島市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
直接経費	1	式				
機械経費(率化)	1	式				
機械経費(積上げ)	1	式				
ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ 16t吊 ｶﾍﾟ付き	1	台・日				
仮設費(率化)	1	式				
直接工事費計(据付工事)	1	式				
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
据付間接費	1	式				

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
据付工事原価	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等率分	1	式				
一般管理費等額計						
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

【 第 1- 1 号 代価表 】

水中ﾎﾟﾝﾌﾟ交換部品 φ600：SA600-P S/N 11712用　　1 式 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ（上部）	1	個				
ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ（下部）	1	個				
ﾒｶﾆｶﾙｼｰﾙ（上部）	1	個				
ﾒｶﾆｶﾙｼｰﾙ（下部）	1	個				
ﾒｶﾆｶﾙｼｰﾙ受（下部） FC200	1	個				
ｳｪｱﾘﾝｸﾞS FC200	1	個				
動力ｹｰﾌﾞﾙ UVW 8m	1	本				
動力ｹｰﾌﾞﾙ XYZ 8m	1	本				
ｹｰﾌﾞﾙS	1	本				
シール部品 φ600用	1	式				
チェーン SS400	1	本				
ｼｬｯｸﾙ SS400	3	個				

【 第 1- 1 号 代価表 】

（続 き）　水中ﾎﾟﾝﾌﾟ交換部品 φ600：SA600-P S/N 11712用　　1 式 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
ｱｲﾎﾞﾙﾄ SS400	2	個				
浸水検知器	1	個				
吸込ｹｰｼﾝｸﾞ FC200	1	個				
ﾎﾞｯｸﾞｽ FC200	1	個				
ﾊﾈｸﾞﾙﾏ φ600用	1	個				
ｶﾞｲﾄﾞｹｰｼﾝｸﾞ FC200	1	個				
計						
単位当たり						

【 第 1- 2 号 代価表 】

工場製作労務費　　1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
機械設備製作工 昼間単価	27	人工				
ﾎﾟﾝﾌﾟ塗装費	1	基				
オイル費	1	式				
工場性能試験費	1	式				
計						
単位当たり						

【 第 1- 1 号 施工単価表 】

貨物自動車による運搬(１車１回)往復　2t車以下　片道運搬距離70km　　1 台 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
運賃料金 2ﾄﾝ車まで ７０kmまで	2	回				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						

【 第 1- 1 号 施工単価表 】

機器等据付 第１類 質量2ｔ　　10　　台　当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
機械設備据付工 昼間単価		人				
普通作業員 昼間単価		人				
計						
単位当たり						

は、交換部品を示す。

は、抜き替えを示す。

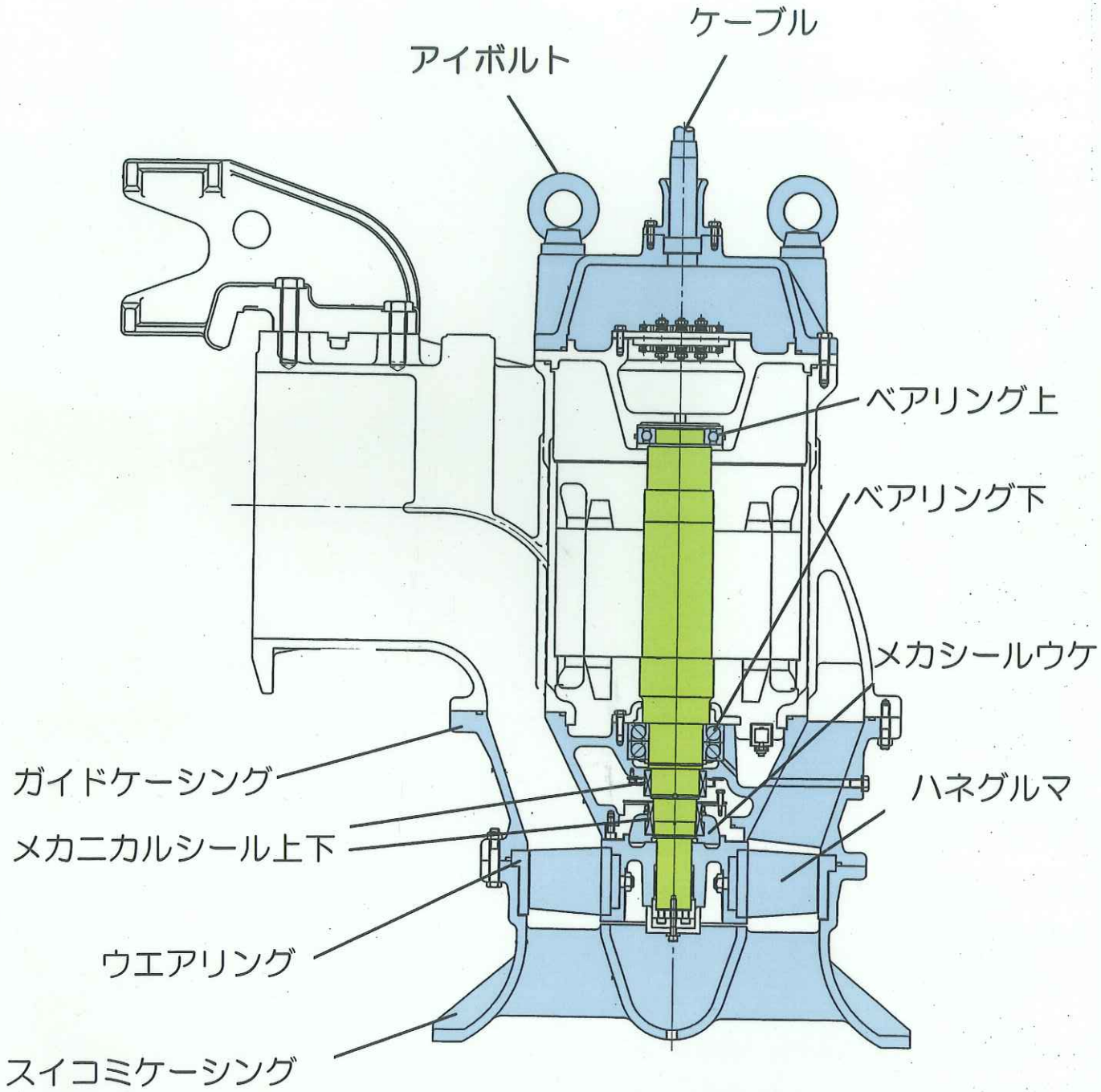

金磯排水機場水中ポンプ改修工事　特記仕様書

（土木工事共通仕様書の適用）

第１条　本工事の施工に当たっては，徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書 平成 22 年 10 月」及び、この仕様書に基づき実施しなければならない。ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針，便覧等は改定された最新のものとする。

なお，工事途中で改定された場合は，この限りでない。

また，「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので，機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案)」（国土交通省総合政策局建設施工企画課），電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

（土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項）

第２条　「徳島県土木工事共通仕様書 平成 22 年 10 月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のとおりとする。

（請負者から受注者への読み替え）【追加】

第１編共通編　1-1-1　適用

１１．「徳島県土木工事共通仕様書 平成 22 年 10 月」の各章にある「請負者」を「受注者」に読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等選任通知書）【変更】

第１編共通編　1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

１．**受注者**は，「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」（以下「選任通知書」という。）を，入札参加資格として技術者の専任配置が求められた場合は契約前に契約事務担当者へ，その他の場合は契約後７日以内に監督員へ**提出**し，**確認**を受けなければならない。ただし，共同企業体の場合は，代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし，その他構成員は主任技術者を選任することとする。

なお，この選任通知書の**提出**後，その内容を変更しようとする場合は，監督員と**協議**しなければならない。また，監督員との**協議**により変更が認められたときは，変更日から５日以内に監督員に変更した選任通知書を**提出**し，**確認**を受けなければならない。

３．**受注者**は，第１項の選任通知書に次のものを添付しなければならない。

（４）主任技術者（監理技術者を含む。）と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的

かつ恒常的な雇用関係が**確認**できるもの（健康保険証の写し等）。ただし，監理技術者資格者証で**確認**できる場合には，この限りでない。

なお，入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者（監理技術者含む。）

は，開札日以前に受注者と３か月以上の雇用関係がなければならない。

（産業廃棄物を自ら運搬する場合等の基準の遵守等）【追加】

第１編共通編　1-1-23 建設副産物

８．**受注者**は，工事で発生する産業廃棄物を保管する場合，又は自ら運搬する場合等においては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の規定を遵守しなければならない。

（舗装版切断に伴い発生する排水の処理等）【追加】

第１編共通編　1-1-23 建設副産物

９．**受注者**は，舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

１０．**受注者**は、監督員の指示があったときは、直ちに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示しなければならない。

（交通誘導員勤務実績調査）【追加】

第１編共通編　1-1-17　調査・試験に対する協力

７．**受注者**は，発注者が行う交通誘導員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また，対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は，当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

（交通誘導員勤務実績報告）【変更】

第１編共通編　1-1-41　交通安全管理

１６．**受注者**は，交通誘導員を配置する場合は，「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し，勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに，１ヶ月ごとに監督員に１部提出するものとする。

なお，受注者は，合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。また，検定合格警備員は，当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し，かつ，監督員等の請求があるときは，これを掲示しなければならない。

（地下埋設物件等の調査）【変更】

第１編共通編　1-1-35　工事中の安全確保

１９．**受注者**は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合は、当該物件の位置、深さ等を調査し、**工事着手前**に監督員に**報告**しなければならない。

（足場の組立て等の作業）　【追加】

第１編共通編　1-1-35　工事中の安全確保

２５．**受注者**は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。

（作業指揮者の報告）【追加】

第１編共通編　1-1-35　工事中の安全確保

２６．**受注者**は，重量が 100kg 以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは，当該作業を指揮する者を定め，監督員に**報告**しなければならない。

（のり面作業）【追加】

第１編共通編　1-1-35　工事中の安全確保

２７．**受注者**は墜落のおそれのあるのり面での作業等では、原則として現場従事者を３名以上配置するものとし、常に高所作業者の作業状況に留意し、安全を確認するよう努めなければならない。

（機械の搬入，搬出）【追加】

第１編共通編　1-1-35　工事中の安全確保

２８．**受注者**は，機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は，当該作業を指揮する者を定め，指揮者の合図等により行わなければならない。

また，作業状況について，写真等の資料を整備及び保管し，監督員の請求があったときは，直ちに提示しなければならない。

（輸送経路等の上空施設への接触事故防止）【追加】

第１編共通編　1-1-35　工事中の安全確保

２９．**受注者**は，輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【追加】

第１編共通編　1-1-35　工事中の安全確保

３０．**受注者**は，トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面（平成２７年度末までを目途）は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止装置付の車両を使用するよう努めるものとする。

（排出ガス未対策型建設機械の使用）【追加】

第１編共通編　1-1-39　環境対策

９．**受注者**は，設計金額が２億円未満の工事を施工する場合，排出ガス対策型建設機械を使用できないときは，その内容を記載した「排出ガス対策型建設機械の使用原則化に伴う**設計変更**調査表」により事前に監督員と**協議**を行い，排出ガス対策を講じていない建設機械（以下「未対策建設機械」という。）を使用することができる。

未対策型建設機械を１台でも使用した場合に発注者は，施工機械を機種単位で判断し，当該建設機械の機種についてすべて未対策型建設機械として**設計変更**を行うものとする。

（輸送経路の報告）【変更】

第１編共通編　1-1-41　交通安全管理

２．**受注者**は，工事用車両による土砂，工事用資材，機械等の輸送を伴う場合は，関係機関と打合せを行い，交通安全に関する担当者，輸送経路，輸送期間，輸送方法，輸送担当業者，交通誘導員の配置，　標識，　安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て，　災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について**工事着手前**に監督員に報告しなければならない。

（電子納品）【変更】

第１編共通編　1-1-27 工事完成図書の電子納品

１．**受注者**は，工事完成図書の電子納品として次の書類を**提出**しなければならない。

（１）発注図・変更図
（２）特記仕様書・現場説明書
（３）工事数量総括表・数量計算書
（４）工事完成図（平面図・縦断図・横断図・構造図等の図面）
（５）工事写真
（６）CREDAS データ
（７）出来形管理図

（8）工事打合せ簿等

2．**受注者**は，電子納品に際して，エラーがないことを確認した後，**ウイルス対策を実施**した上で電子媒体を**提出**しなければならない。

（電子納品）【追加】

第１編共通編　1-1-56　電子納品

1．**受注者**は，土木工事を施工する場合，監督員の指示に基づいて最終成果を紙媒体及び電子媒体により納品しなければならない。

2．**受注者**は，原則として工事写真は，電子及び紙の両方の媒体で納品しなければならない。なお、図面は発注図面が紙媒体の場合は電子納品の対象外とする。

（不正軽油の使用禁止）【追加】

第１編共通編　1-1-57　不正軽油の使用禁止

1．**受注者**は，ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は，地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を燃料として使用してはならない。

（暴力団等による不当介入の排除）【追加】

第１編共通編　1-1-58 暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除

1．**受注者**は，工事の施工に関し，暴力団等から工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（２項に規定する場合は，下請負人から報告があったとき）には，その旨を直ちに発注者に報告するとともに，併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

2．**受注者**は，本工事の一部を下請に付する場合，下請負工事の施工に関して下請負人が暴力団等から不当介入を受けたときは，**受注者**にその旨を報告することを義務付けしなければならない。

3．**受注者**は，発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

4．**受注者**は，排除対策を講じたにもかかわらず，工期に遅れが生じるおそれがある場合には，発注者と工程に関する**協議**を行い，その結果，工期内に工事が完成しないと認められた場合は，「小松島市建設工事請負契約約款に関する規則」（以下「約款」という。）第 17 条の規定により，発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

5．**受注者**は，暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は，その旨を直ちに報告し，被害届を速やかに所轄の警察署に**提出**しなければならない。

6．**受注者**は，前項被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は，発注者と工程に関する**協議**を行い，その結果，工期に遅れが生じると認められた場合は，**受注者**は，約款第 17 条の規定により，発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

（レディーミクストコンクリート製造工場の選定）【変更】

第１編共通編　3-3-2　工場の選定

１．**受注者**は，レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場の選定は以下による。

（１）JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき，国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で，原則として，コンクリートの製造，施工，試験，検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており，配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し，JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。

（２）JIS マーク表示認証製品を製造している工場が工事現場近くに見当たらない場合は，使用する工場について，設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ，その資料により監督員の確認を得なければならない。なお，コンクリートの製造，施工，試験，検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており，配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

２．**受注者**は，第１編 3-3-2 第１項(1)により選定した工場が製造したＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は，工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し，監督員から請求があった場合は速やかに提示するとともに，検査時までに監督員へ**提出**しなければならない。

なお，第１編 3-3-2 第１項(1)により選定した工場が製造するＪＩＳマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は，**受注者**は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料，レディーミクストコンクリート納入書又はバッチごとの計量記録を整備及び保管し，監督員から請求があった場合は速やかに提示するとともに，検査時までに監督員へ**提出**しなければならない。

３．**受注者**は，第１編 3-3-2 第１項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は，設計図書及び第１編 3-5-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし，配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ，使用するまでに監督員へ**提出**しなければならない。

また，バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認，証明できる資料を整備及び保管し，監督員から請求があった場合は速やかに提示するとともに，検査時までに監督員へ**提出**しなければならない。

４．**受注者**は，レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。なお，生産者等に検査

のため試験を代行させる場合は**受注者**がその試験に臨場しなければならない。また，現場練りコンクリートについても，これに準ずるものとする。

１．概要

（１）目的

本工事は、金磯排水機場水中ポンプの改修を行うことにより、施設の機能保全を図ることを目的とする。

（２）工事場所

小松島市金磯町 5 番 87 地先

（３）工事概要

ポンプの改修・据付並びに試運転

施工にあたり試運転が良好なる成績になるまでの責任施工とする。

（４）改修対象機器

機器名称	計画台数	備考
Φ600㎜ 水中ポンプ	１台	別添「改修箇所構造断面参考図」参照

（５）準拠規定

本工事の設計並びに施工に対し、機器の改修、据付工事は本仕様書によるほか、下記の諸規定に準拠するものとする。

1) 日本工業規格 (JIS)
2) 日本電機工業規格 (JEM)
3) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
4) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
5) 揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説 (河川ポンプ施設技術協会)
6) ダム・堰施設技術基準(案) (ダム・堰施設技術協会)
7) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
8) 水門扉検査要項(案) (水門鉄管協会)
9) 機械工事塗装要領(案)・同解説 (日本建設機械化協会)
10) 河川管理施設等構造令及び同施行規則 (国土交通省)
11) 機械工事共通仕様書 (国土交通省)
12) コンクリート標準示方書 (土木学会)

13) 労働安全衛生法及び同施行規則　　(厚生労働省)
14) 日本水道協会規格　　(JWWA)
15) その他関係法令及び基準等

（６）質疑

本仕様書並びに添付図面は、基本概要を示すものであるから質疑を生じた場合は協議の上、係員の指示に従うものとし、明記していない部分、数量の増減等及び運転保守並びに設備工事完成上必要なものについては、一切工事費の枠内で請負人が責任を持って完備するものとする。

（７）工事範囲

工事設計書に示す機械設備の改修・据付並びに試運転迄の一切の工事を請負人は責任をもって施工するものとする。

（８）工事の実施

請負人は、契約後速やかに係員と詳細な打合せを行い工事に着手するものとし、打合せ記録は必要部数を必ず提出すること。

（９）認可又は設置申請手続き

請負人は、関係監督機関(基準監督署等)に対す認可、許可、届出等の申請、その他の必要な手続きを行い、所要の検査に合格する迄を全て代行するものとし、これらに要する費用は全て負担するものとする。

(10) 保証

1)設備工事の保証期間は、小松島市建設工事請負約款に関する規則に基づく。
2)工事完了後明らかに請負人の設計、製作の不備及び施工に基づくものと判断される故障が生じた時には、協議の上、係員の指示に従い請負人は速やかに無償にて修理又は取替を行うものとする。

但し、天災、地変、不可抗力による事故又は取り扱い上の不注意による事故に対しては、この限りではない。

(11) 承認図及び設計計算書

本仕様書並びに添付図面に記載する事項は、主要なもののみを示すものであることから請負人は、契約後速やかに次の書類を提出して承認を受けるものとする。

1) 機器配置図
2) 主要機器断面寸法図

3）工程表
4）製作仕様書
5）設計計算書、他必要なもの
　承認図は２部(返却用１部含む)提出とする。

(12) 完成図書

本工事完成にあたり、次の書類を一括して製本したものを必要部数提出すること。
1）機器取扱説明書
2）主要機器外径図及び構造図
3）各種検査成績書
4）設計計算書
5）完成図書
6）その他必要なもの

２．試運転及び検査

（１）一般事項

1）本設備に使用する機器は、関係規格によって制作し所定の試験に合格したものとする。
2）機器の試験結果は全設備完成後各機器の試験成績を取りまとめ、完成図書に添付して提出すること。
3）試験並びに検査は、係員立会いのもと請負人が行うことを原則とするが立会うことができない場合や汎用機器については、製作工場で試験を実施し、試験成績表及び性能試験表を提出するものとする。
4）主要機器の工場検査並びに現地試験については、以下に記載する通りとする。

（２）工場試験並びに検査

1）主要機器
　①構造検査
　②外観検査
　③性能検査
　④材料検査（材料試験成績書又は規格証明書の提出で代えることができるものとする。）
　⑤塗装検査
　⑥その他必要な試験検査
　　材料試験の必要なものに対しては試験片を採取し、JIS に基づいた試験を行って試験成績書を提出するものとする。

2）その他打合せによる。

（３）現地試験並びに検査

現地据付完了後、下記の試験を行うものとする。

1）機器据付外観検査

2）運転検査

3）塗装検査

4）関係官庁検査

5）その他必要な検査

（４）工事完了引渡し

諸検査完了をもって工事全般の終了とする。

（５）その他

細部については、係員に指示を受けること。